

佐賀県告示第 475 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成 28 年 9 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	変更年月日
旧	ひらまつレ ディースク リニック在 宅療養支援 診療所	医療法人ひらま つ病院 理事長 平松 克輝	小城市小城町 723 番地 24	平成 28 年 6 月 1 日
新	ひらまつ在 宅療養支援 診療所			